

## 奥州市地域企業経営支援金給付要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている地域経済の回復等を支援するため、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者に対し、予算の範囲内で、奥州市地域企業経営支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（ただし宿泊業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）の旅館業の規定による）及び次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の法人及び組合であつて、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の法人及び組合であつて、宿泊業に属する事業を主たる事業として営むもの

### (支援金の給付基準)

第3条 前沢商工会会長（以下「会長」という。）は、この支援金を別表1の基準により給付するものとする。

### (給付申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奥州市地域企業経営支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に会長が必要と認める書類を添えて、令和4年2月28日までに会長に提出しなければならない。

### (給付決定等)

第5条 会長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、奥州市地域企業経営支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により給付の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から請求があつたものとみなして、支援金を給付するものとする。ただし、支援金の給付は、対象事業者につき1回とする。

### (支援金の返還等)

第6条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の給付を受けたとき。
- (3) その他会長が適当でないと認めるとき。

2 会頭は、前項の規定により支援金の給付決定を取り消したときは、既に給付した支援金の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第7条 申請者は、前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を前沢商工会に納付しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係） 支援金給付基準

項目	基準
給付対象者	<p>以下の(1)から(9)の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 前沢商工会が管轄する区域内に主たる事業所が所在する中小企業者であること。</p> <p>(2) 岩手県が実施する「地域企業経営支援金（令和3年度予算事業）」の給付決定を受けた事業者（店舗）であること。</p> <p>(3) 感染症対策若しくは業態・業種転換に取り組む者であって、事業継続の意思があること</p> <p>(4) 令和2年分の確定申告を行っていること</p> <p>(5) 法人税法別表第一に規定する公共法人でないこと</p> <p>(6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと</p> <p>(7) 宗教上の組織若しくは団体でないこと</p> <p>(8) 関係法令を遵守していること</p> <p>(9) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。</p>
給付金額	1店舗につき一律10万円を給付する。